

# 第1回「患者の権利とソーシャルワーク」研修会：参加報告書

平成17年 3月22日

那覇市立病院 医療福祉相談室 樋口 美智子

平成17年3月19日（土）東京医科歯科大学医学部附属病院で行われた、日本医療社会事業協会教育部・社会活動部共催の研修会に参加した。

午前中は、「個人情報とソーシャルワーカーの記録」と題して、弁護士が「個人情報保護法」の解説を行い、現場でMSWが判断に迷う事例等について質疑応答がされた。個人情報の取り扱いも、診療情報提供についても、「充分な説明と同意・選択に基づき信頼関係を構築し、治療契約を結んで医療を行う」ということに尽きることを再確認した。

特に、記録の二面性（カルテは患者の個人情報であると同時に、医師等やSWの意見や評価を記載した記録である）について、カルテは公的な文書でもあるという認識をし、その評価等の記載については、適切な表現をし、その評価の根拠等を説明できるようにしておく必要があること。場合によっては、MSW個人の日誌等としてカルテとは別に記録をつけることも有り得るだろうこと。どちらにしても、何をどのようにどこまで記録するか、誰がどの範囲まで見る記録か等を今後一層整理しておく必要があることを感じた。

当院のMSW記録は、相談室独自の記録システムになっており、報告書としてカルテに挟んでいるのが現状なので、今後内容の整理とカルテへの一元化が適當かどうか検討していきたい。

午後は、「我が国における「患者の権利」の社会的状況とソーシャルワーカーの役割展望」として、「患者の権利オンブズマン東京」の弁護士の講演があった。

同意を得られない患者の情報収集・提供、手術の同意書等については、患者の利益を最優先し、何のための説明や同意かを、病院の方針として明確にしておくこと。また、オンブズマン東京の相談活動として参考になったのは、「自立した患者が行動し医療機関に苦情を述べ（説明を求め）、医療機関が苦情を真摯に受け止め、改善し、医療が良くなっていく」ことを目指していること。最初に必要なのは、苦情の整理：問題の所在と解決を妨げているものが相談者にわかること。医療は不透明であること。医療者が知っている事実と、患者が見ている事実とは違うことをお互いに整理してもらうこと。その上でMSWの役割は、施設内における患者の代理人であり、合理的な判断をする場合にも患者の権利擁護の視点から関わることではないかということであった。

また、神奈川病院MSWからは、「「患者の権利」を「守る」ってどういうこと？」という講演があった。MSWが日常的に守れている権利の例は、医療保険制度の活用があげられ、制度活用を積極的に勧めるのは、患者の権利行使を側面的に援助していることである。一方で守りにくい権利は、①生活保護申請の権利（様々な条件から受給できないと、あきらめさせていないか？）、②インフォームドコンセントの権利（権利があることは認識していても、自ら求めることが困難なことが多い）、③転院を強要されない権利（診療報酬上の、病院の都合で、転院先が決められていないか）がある。いずれにしても、「ヨーロッパにおける患者の権利に関する宣言」にみられるように、今後は、院内

に権利救済システムを構築することが進められる。患者も自らの権利を守れる医療機関かということを評価していく時代。患者のニーズを発掘してニーズに応えるサービスを付加価値として提供すること、権利を守る専門窓口を設置することが経営的にも良い事を認識する必要があること。

討論の中では、相談室でMSWが患者や家族からの「苦情」を聴くことも最近多くなっているが、その際に常に病院組織の一員であることから、患者の立場に立つ事の難しさを感じていること。それについては、会場から、多くの病院では相談室が独立しておらず、外部から相談室の位置づけがわかりにくくなっていることがあるが、相談室として組織上独立していることは評価できるとの意見もあった。

MSWの立場と視点をより明確に整理すること、MSWが「苦情」を聴く場合には、その「苦情」の意味を権利擁護の視点から捉え、代弁していくことが必要であると考える。一方、苦情を訴えられた当事者の権利という側面から捉えることも必要な場合もあり、MSWの関わる内容やシステムの流れ、調査の方法、教育・改善のシステムにもMSWの立場から意見を述べていきたいと考えた。